

○長崎県市町村職員共済組合職員給与規程

〔 昭和37年12月12日  
規 程 第 4 号 〕

改正

昭和38年 6月 5日規程第 9号	昭和39年 1月24日規程第 12号
昭和40年 1月22日規程第 19号	昭和40年 6月16日規程第 21号
昭和41年 2月 3日規程第 23号	昭和42年 3月10日規程第 31号
昭和43年 3月 8日規程第 35号	昭和44年 6月27日規程第 41号
昭和45年 3月10日規程第 47号	昭和46年 4月15日規程第 51号
昭和47年 3月27日	昭和47年11月10日
昭和48年 1月26日	昭和49年 2月15日
昭和49年 3月28日	昭和49年 4月27日
昭和49年 6月13日	昭和49年12月26日
昭和51年 2月 5日	昭和52年 3月29日
昭和53年 3月31日	昭和53年 3月31日
昭和54年 3月22日	昭和55年 3月 3日
昭和56年 3月 9日	昭和57年 3月 8日
昭和59年 3月28日	昭和60年 8月 6日
昭和61年 3月11日	昭和62年 3月30日
昭和63年 2月29日	平成 元年 3月 7日
平成 元年 8月 8日規程第111号	平成 2年 3月 7日規程第117号
平成 2年 6月29日規程第119の1号	平成 2年 9月 1日規程第121号
平成 2年 9月28日規程第123号	平成 2年12月17日規程第127号
平成 3年 6月 1日規程第128号	平成 3年12月24日規程第132号
平成 4年12月22日規程第138号	平成 5年 3月26日規程第142号
平成 5年12月21日規程第146号	平成 6年 6月20日規程第150号
平成 6年12月21日規程第155号	平成 7年 3月28日規程第158号
平成 7年12月21日規程第161号	平成 8年 2月26日規程第163号
平成 8年 3月26日規程第164号	平成 8年12月20日規程第167号
平成 9年 1月21日規程第168号	平成 9年12月19日規程第172号
平成10年12月21日規程第175号	平成11年12月21日規程第178号
平成13年 1月19日規程第182号	平成13年 7月 4日規程第184号
平成13年 9月 3日規程第185号	平成14年 2月26日規程第187号
平成14年12月25日規程第191号	平成15年11月28日規程第194号
平成16年 3月 3日規程第196号	平成16年 4月 9日規程第199号
平成17年 9月21日規程第207号	平成17年11月28日規程第208号
平成18年 3月27日規程第209号	平成18年 5月30日規程第210号
平成19年 3月15日規程第213号	平成19年12月21日規程第218号

平成20年 3月25日規程第219号  
平成21年 2月26日規程第224号  
平成21年11月30日規程第229号  
平成22年 6月25日規程第232号  
平成23年 3月24日規程第234号  
平成24年 5月23日規程第239号  
平成26年11月28日規程第246号  
平成28年 3月18日規程第252号  
平成28年 7月15日規程第256号  
平成29年11月30日規程第264号  
平成30年12月 4日規程第272号  
令和 元年 6月21日規程第275号  
令和 2年 3月30日規程第279号  
令和 2年11月30日規程第283号  
令和 4年 1月21日規程第293号

平成20年11月28日規程第223号  
平成21年 5月29日規程第227号  
平成22年 6月14日規程第231号  
平成22年11月30日規程第233号  
平成23年11月30日規程第237号  
平成26年 3月27日規程第245号  
平成27年 3月30日規程第249号  
平成28年 4月 1日規程第253号  
平成28年11月30日規程第259号  
平成30年 3月26日規程第265号  
平成31年 3月25日規程第273号  
令和 元年11月26日規程第276号  
令和 2年10月 1日規程第281号  
令和 3年 5月28日規程第287号  
令和 4年 5月12日規程第298号

(目的)

第1条 この規程は長崎縣市町村職員共済組合職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は正規の勤務時間に対し支給される報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、退職手当、期末手当及び勤勉手当、管理職手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表は別表第1のとおりとする。

2 前項に掲げる給料表の適用を受ける職員の職務は、その複雑困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類（別表第3）し、その分類の基準となるべき標準的職務の内容については理事長が定める。

3 理事長は、すべての職員を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けして給料を支給しなければならない。

4 長崎縣市町村職員共済組合職員就業規則（昭和37年規則第4号。以下「就業規則」という。）第30条の4及び第30条の5の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料は、その者の職務の級に応じた給料表の再任用職員の欄に掲げる給料とする。

5 就業規則第30条の5に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料に就業規則第10条第5項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(職員採用の場合の給料の決定)

第4条 新たに職員を採用した場合における、その職員の級及び初任給については、長崎県の「職員の給与に関する条例（昭和32年長崎県条例第45号）」に基づく、「初任

給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）」の規定の例により理事長が決定する。

（昇格及び昇給等）

第5条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第1の2に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

4 55歳を超える職員に関する第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇級させる場合の前項の規定の適用については、前項中「4号給（職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、職員の昇格及び昇給等に関し必要な事項は、前条の例により理事長が定める。

（給料の支給）

第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給日とする。

3 災害その他特別の事情があるときは、理事長は支給日を変更することができる。

第7条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって前条第1項に規定する給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（扶養手当）

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに採用となった職員に扶養親族がある場合は、扶養親族届（様式第1号）を、また職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、当該職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を扶養親族異動届（様式第2号）により理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達する日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 理事長は、前項により届出があったときは、前条第2項に規定する要件を備えているかを確かめて認定を行わなければならない。なお、認定を行うに当たっては、次に掲げる者は扶養親族とすることができない。

- (1) その者に本組合以外から扶養手当に相当する手当が支給されている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が130万円程度以上である者

第10条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前条第1項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日。扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）か

ら行うものとする。

- 2 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においてはこれらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 3 扶養手当は職員が次に掲げる場合に該当し給付を減額されるときにおいても減額しないものとする。
  - (1) 第12条の規定により給料を減額された場合
  - (2) 懲戒より減給の処分を受けた場合  
(地域手当)

第10条の2 職員に地域手当として給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 100分の3

- 2 東京都千代田区に在勤する職員には、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。

(1) 100分の20

(住居手当)

第10条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（住居手当の支給に関する細則で定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

(2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(単身赴任手当)

第10条の4 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地

に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、3万円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 前項に規定する理事長が定める距離は、100キロメートルとし、理事長が定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
  - (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
  - (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円
  - (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
  - (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
  - (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
  - (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
  - (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 5万8,000円
  - (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6万4,000円
  - (10) 2,500キロメートル以上 7万円

（通勤手当）

第11条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
    - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下

「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして理事長が特に必要と認めるものについては、細則で定める額)を5万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)

(職員の通勤に係る交通事情等に照らして理事長が特に必要と認めるものについては、細則で定める額)を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この項において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 2万4,400円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)(職員の通勤に係る交通事情等に照らして理事長が特に必要と認めるものについては、細則で定める額)を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 長崎県市町村職員共済組合職員の育児休業等に関する規程(平成6年規程第154号)第14条第4項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた

職員（育児休業規程第21条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）及び再任用短時間勤務職員に対する前項に規定する通勤手当の額は、1月当たりの通勤回数を考慮して支給する。

4 通勤手当は、細則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は細則で定める。

（給与の減額）

第12条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、理事長の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 長崎県市町村職員共済組合職員就業規則（昭和37年規則第4号。以下「就業規則」という。）第13条の2に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間で



ある場合は、100分の175)から第1項に規定する理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(休日勤務手当)

第14条 職員には正規の勤務日が休日または休暇であっても正規の給与を支給する。

2 休日または休暇において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当りの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても休日勤務手当は支給されない。

3 休日又は休暇において正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた場合は、前条の時間外勤務手当を支給する。

4 前3項及び第18条の2の休日又は休暇とは、次の各号に定める日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日
- (2) 12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び1月3日
- (3) 国の行事が行われる日で理事長が指定する日

(勤務1時間当りの給与額の算出)

第15条 前3条に規定する勤務1時間当りの給与額は給料の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除した額とする。

(支給割合)

第15条の2 第13条及び第14条の理事長が定める割合は、次の各号に定める割合とする。

- (1) 第13条第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 第13条第2号に掲げる勤務 100分の135
- (3) 第14条第2号に掲げる勤務 100分の135

(勤務命令)

第15条の3 理事長は、第13条及び第14条に規定するそれぞれの手当を時間外勤務及び休日勤務命令簿により勤務を命ぜられた職員に支給する。

2 理事長は、前項に規定する命令簿を作成し、必要事項を記入し、かつこれを保管しなければならない。

(支給)

第15条の4 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、その月分の翌月の給料支給日までに支給する。

第16条 削除

(再任用職員についての適用除外)

第16条の2 第8条、第9条、第10条、第10条の3及び第10条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基

準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日が6月1日にあつては6月30日、12月1日にあつては12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前においてその日に最も近い土曜日でない日)にそれぞれ支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 別表第4に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に別表第4に定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で別表第4に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(期末手当に係る在職期間)

第17条の2 前条の在職期間は職員として在職した期間とする。この場合において休職にされていた期間については、その2分の1の期間を加算した期間とする。

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じて、基準日が6月1日にあつては6月30日、12月1日にあつては12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前においてその日に最も近い土曜日でない日)にそれぞれ支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次項において定める割合(同項において「成績率」という。)及び別表第2に掲げる期間に対応する期間率を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。第4項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 成績率は、100分の135の範囲内で理事長が定める。

4 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」とする。

5 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の

月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 6 第17条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第18条第4項」と読み替えるものとする。  
(勤勉手当に係る勤務時間)

第18条の2 前条に規定する勤務期間は、職員として在職した期間とする。この場合において、休職にされた期間並びに公務によらない負傷又は疾病により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び第14条第4項に規定する日を除く期間を除算する。  
(管理職手当)

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある特殊性に基づき、事務局長並びに課長の職にある者に支給する。

- 2 前項の規定により支給する管理職手当の支給割合は、別表第5のとおりとする。  
3 管理職手当は第6条に規定する給料の支給方法に準じて支給する。第2条に規定する給料（第7条の規定により算出されている場合はその給料の額）の額に前項の支給割合を乗じて得た額を支給する。  
4 職員が月の1日から末日までの期間全日数にわたって勤務しなかった場合（第21条の規定により勤務しなかったことにつき特に理事長の承認があった場合を除く。）は管理職手当を支給することができない。

第20条 削除

第20条の2 削除  
(休職者の給与)

第21条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり就業規則第26条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第26条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまで、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。  
3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第26条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。  
4 職員が就業規則第26条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。  
5 職員が就業規則第26条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。  
6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長の定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

第22条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該

額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第17条第2項の期末手当基礎額又は第18条第2項の勤勉手当基礎額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、この規程による別段の定めのない給料、諸手当の支給額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (昭和37年規程第4号)

改正 平成21年5月29日規程第227号 平成26年3月27日規程第245号

平成27年3月30日規程第249号

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

2 昭和49年度に限り、第17条の規定による期末手当のほか長崎県市町村職員共済組合職員給与規程の一部を改正する規程の施行の日(以下「施行日」という。)に在職する職員に対して、施行日から起算して10日を超えない範囲内において理事長が定める日に期末手当を支給する。

3 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき俸給の月額等の合計額(第17条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる俸給の月額その他の合計額を算定する場合の例により算定した額をいう。)と100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から施行日までの間におけるその者の在職期間に応じて理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

5 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第17条第2項及び第18条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、第18条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

6 平成30年3月31日までの間、職員(職務の級が6級以上である者(再任用職員を除く。))であって、その号級がその職務の級における最低の号級でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号級の給料月額に達しない場合(以下この項において「最低号級に達しない場合」という。))にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号級の給料月額を減じた額(以下この項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号級に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で別表第4に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る第17条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で別表第4に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第18条第5項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で別表第4に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当月額の合計額（同条第5項において準用する第17条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で別表第4に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第18条第2項に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 管理職手当 当該特定職員の管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号級に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する管理職手当の月額）
- (6) 職員給与規程第21条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 職員給与規程第21条第1項 前各号に定める額
  - イ 職員給与規程第21条第2項及び第3項 前各号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ウ 職員給与規程第21条第4項 前各号に定める額に同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - エ 職員給与規程第21条第5項 前各号に定める額に同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- (7) 前各号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 附 則（昭和38年規程第9号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則（昭和39年規程第12号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。ただし、改正後の第19条の規定については、昭和39年4月1日から適用する。

（昇給期間の短縮）

- 2 昭和37年9月30日において旧長崎縣市町村職員共済組合の給与に関する条例及び旧長崎県町村職員恩給組合職員の給与に関する条例による改正前の規定による附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受けていた職員にあっては、この規程の施行の日以降における最初の規程第5条第1項、第3項の規定の適用については第5条第1項又は第3項中「12月」とあるのは「9月」とする。

（給与の内払）

- 3 改正前の規定に基づいて切替日から施行日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による内払とみなす。

附則別表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
職務の号給	1～13	1～19	5～19	9～19	12～18	

備考 本表中「1～13」とあるのは「1号給から13号給までの号給」を示す。

附 則（昭和40年規程第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。ただし、第2条の改定規定は、昭和40年4月1日から施行する。

（昇給期間の短縮）

- 2 昭和37年9月30日において、附則別表第1に掲げる号俸を受けていた職員に対する切替日（昭和39年10月1日において昇給規程第5条の規定をいう。以下同じ。）により昇給した職員にあっては、この規程施行の日以降における最初の昇給規程の適用については、昇給規程に定める期間から3月を減じた期間をもって昇給規程に定める期間とする。

（給与の内払）

- 3 改正前の規程に基づいて切替日からこの改正規程施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による内払とみなす。
- 4 この規程改正以外の細部にわたる経過措置については、一般職職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和39年法律第174号）を準用する。

附則別表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
職務の号給	1～14	4～19	9～19	13～19	16～18	

附 則（昭和40年規程第21号）

この規程は、公告の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年規程第23号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定による改正後の職員給与

規程第10条第1項及び第2項の規定並びに附則第5項及び第6項の規定は昭和41年1月1日から適用する。

2 第1条による改正後の規定は、昭和40年9月1日から適用する。

(昇給期間の短縮)

3 昭和37年9月30日において旧長崎縣市町村職員共済組合の給与に関する条例及び旧長崎県町村職員恩給組合職員の給与に関する条例の規定により附則別表第1に掲げられている号給を受けていた職員に対する切替日(昭和40年10月1日において昇給規程により昇給した職員にあっては、この規程の施行の日)以降における最初の昇給規程の適用については昇給規程に定める期間から3月を減じた期間をもって昇給規程に定める期間とする。

(給与の内払)

4 改正前の規定により切替日からこの改正規定施行の日の前日まで支払われた給与は、改正後の規程による内払とみなす。

(扶養手当の経過規定)

5 昭和41年1月1日前に新たに職員となった場合又は職員に給与規程第9条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてこれらの職員が、同日以後それぞれの者が職員となった日又は同号に掲げる事実が生じた日から15日以内に同項の規定による届出に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお、従前の例による。

(期末手当及び勤勉手当の経過規定)

6 第2条に規定する改正後の職員給与規程第18条の規定の昭和41年3月1日における適用については、同条第1項第1号中「12月以内」とあるのは「11月17日以内」と、「別表第2」とあるのを「附則別表第2」と読み替えるものとする。

7 第2条に規定する改正後の職員給与規程第17条及び第18条の規定の昭和41年6月1日における適用については、第17条第2項各号列記以外の部分中「6月以内」とあるのは「5月17日以内」と、同項第1号及び第2号中「6月」とあるのは「5月17日」と、同項第2号及び第3号中「3月」とあるのは「3月17日」と、第18条第1項第2号中「6月以内」とあるのは「5月17日以内」とする。

#### 附則別表第1

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 給		1～3	2～8	6～12	9～15

#### 附則別表第2

勤 務 期 間	期 間 率	
11月17日	5月17日	100分の100
10月16日以上 11月17日未満		100分の95
9月17日以上 10月16日未満	4月17日以上 5月17日未満	100分の90
8月16日以上 9月17日未満		100分の85

7月17日以上 8月16日未満	3月14日以上 4月17日未満	100分の80
6月17日以上 7月17日未満		100分の75
5月16日以上 6月17日未満	2月17日以上 3月14日未満	100分の70
4月17日以上 5月16日未満		100分の65
3月16日以上 4月17日未満	1月16日以上 2月17日未満	100分の60
2月17日以上 3月16日未満		100分の55
1月17日以上 2月17日未満	17日以上 1月16日未満	100分の50
14日以上 1月17日未満		100分の45
14日未満	17日未満	100分の40

附 則（昭和42年規程第31号）

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和41年9月1日から適用する。
- 2 改正前の規程に基づいて切替日からこの規程施行の日の前日までに職員に支払われた給与は改正後の規定の内払とみなす。

附 則（昭和43年規程第35号）

改正 昭和46年4月15日規程第51号

- 1 この規程は、公告の日から施行し、昭和42年8月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて切替日からこの規程施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和44年6月規程第41号）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、第12条第2項、第17条及び第18条の改正規定は、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第11条の規定は、昭和43年5月1日から、別表第1の規定及び第19条の規定は、同年7月1日から適用する。
- 3 改正前の職員給与規程の規定に基づいて切替日（通勤手当にあつては、昭和43年5月1日）から、この規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和45年3月10日規程第47号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公告の日から施行し、改正後の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定（同規程第9条の規定を除く。）による改正後の規定は、昭和44年6月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

- 2 切替日において在職する職員に対して昭和44年6月に支給する期末手当及び勤勉手



当に関する改正後の給与規程第17条及び第18条の規定の適用については、同規程第17条第2項中「職員が受けるべき」とあるのは「長崎県市町村職員共済組合職員給与規程の一部を改正する規程（昭和45年規程第47号）の規定による改正前の給与規程の規定により職員が受けるべきであった」と、同規程第18条第2項中「受けるべき」とあるのは「改正前の規定により受くべきであった」とする。

（給与の内払）

- 3 改正前の給与規程に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

附 則（昭和46年4月15日規程第51号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公告の日から施行する。ただし、改正後の第9条第2項第2号の規定を除く規定については、昭和45年5月1日から適用する。

（通勤手当の月額の特例）

- 2 改正後の職員給与規程第11条第2項第2号の規定に適用については、当分の間「1,400円」とあるのは「1,150円以上2,400円の範囲内において、当該職員の通勤距離の区分に応じ細則で定める額」とする。

（給与の内払）

- 3 改正前の規定に基づいて切替日から施行日までの間に職員に支払われた給与は改正後の規定による内払とみなす。

附 則（昭和47年3月27日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、昭和47年3月27日から施行し、昭和46年5月1日から適用する。
- 2 改正後の第8条第4項及び第9条第2項第2号の規定は、昭和47年1月1日からそれぞれ適用する。

（特定の号給の切替え等）

- 3 昭和46年5月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給（以下「旧号給」という。）が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員（以下「特定号給職員」という。）のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和46年7月1日、同年10月1日又は昭和47年1月1日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 5 附則第3項の規定による切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の職員給与規程第5条第3項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあって

は、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(給与の内払)

- 改正前の職員給与規程の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

職務の等級	旧号給	新号給	期間	暫定給料月額
	4	2		
	5	3		
	6	4		
7等級	7	5		
	8	6	3	35,600
	9	7	6	36,800
	10	8	9	38,100

附 則 (昭和47年11月10日)

(施行期日等)

- この規程は、昭和47年11月10日から施行する。  
(通勤手当の月額の特例)
- 改正後の職員給与規程第11条第2項第2号の規定の適用については、当分の間「2,800円」とあるのは「1,300円以上3,300円の範囲内において当該職員の通勤距離の区分に応じ細則で定める額」とする。  
(通勤手当の内払)
- 改正前の規程により、施行日の前日までに支払われた通勤手当はこの規程による改正後の規程による通勤手当の内払とみなす。

附 則 (昭和48年1月26日)

(施行期日等)

- この規程は、昭和48年1月26日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。  
(通勤手当の月額の特例)
- 改正後の職員給与規程第11条第2項第1号及び第3号の規定の適用については、当分の間「2,000円」とあるのは「4,000円」とし、改正後の第11条第2項第2号中「1,000円」、「1,500円」及び「1,800円」とあるのは「1,400円以上3,400円の範囲内において当該職員の通勤距離の区分に応じ細則で定める額」とする。  
(給与の内払)
- 改正前の職員給与規程に基づいて切替期間に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和49年2月15日)

- この規程は、昭和48年6月4日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年2月15日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和48年10月12日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。  
(職務の等級の切替え)
- 2 昭和48年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その者の属する職務の等級(以下「旧等級」という。)が、別表第1に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とする。  
(特定の号給の切替え等)
- 3 切替日の前日において、その者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が、附則別表1(以下「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の右欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の機関欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の右欄に定める期間に達していない者は、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が昭和48年7月1日以前であるときは同日に、同月2日以後であるときは同年10月1日に旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けるとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受けるとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。  
(通勤手当の月額の特例)
- 5 改正後の職員給与規程第11条第2項第1号及び第3号の規定の適用については等分の間「2,000円」とあるのは「5,000円」とし、改正後の第11条第2項第2号中「1,100円」、「1,800円」及び「2,000円」とあるのは「1,200円以上4,100円の範囲内において当該職員の通勤距離の区分に応じ細則で定める額」とする。  
(給与の内払)
- 6 改正前の職員給与規程に基づいて切替期間に支払われた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附則別表1

特定号給職員の号給の切替表

職務の等級	旧号俸	新号俸	期 間		暫定俸給月額
			ア	イ	
1 等級	1 2	1 2	3月	6月	1 7 7, 2 0 0 円
	1 3	1 3	6	9	1 8 0, 5 0 0
	1 4	1 3			
	1 5	1 5	3	6	1 8 6, 4 0 0
	1 6	1 6	6	9	1 8 9, 0 0 0
2 等級	1 4	1 4	3	6	1 5 6, 9 0 0

	15	15	6	9	159,200
	16	15			
	17	16	3	6	164,100
	18	17	6	9	166,300
3等級	15	15	3	6	140,400
	16	16	6	9	143,100
	17	16			
	18	17	3	6	147,800
	19	18	6	9	149,800
	20	18			
4等級	16	16	3	6	121,400
	17	17	6	9	123,100
	18	17			
	19	18	3	6	126,800
	20	19	6	9	128,100
	21	19			
	22	20	3	6	131,100
5等級	16	16	3	6	102,900
	17	17	6	9	104,200
	18	17			
	19	18	3	6	107,200
	20	19	6	9	108,400
	21	19			
6等級	15	15	3	6	84,100
	16	16	6	9	85,100
	17	16			
	18	17	3	6	87,300
	19	18	6	9	88,300
7等級	14	14	3	6	61,500
	15	15	6	9	62,500
	16	15			
	17	16	3	6	64,100

附 則 (昭和49年2月15日)

- 1 この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月28日)

この規程は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年4月27日)

この規程は、昭和49年4月27日から施行する。

附 則 (昭和49年6月13日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和49年6月13日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。  
(給与の内払)

2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和49年12月26日)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和49年12月26日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員給与規程第17条第2項の規定は同年9月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

2 昭和49年4月1日(以下「切替日」という。)において、改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受ける職員の改正後の職員給与規程による切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、規定の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の改正後の職員給与規程による切替日における号給又は給与月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の職員給与規程により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、改正前の職員給与規程の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、これらの規定に基づき理事長が定める。

(扶養手当に関する経過措置)

6 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 切替日において、その前日から引続き、改正前の職員給与規程第8条第2項第2号から第5号までの扶養親族(18歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。)で改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がなされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至った扶養親族たる父母等、切替日以降当該要件を具備するに至った日から15日以内に改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がなされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)及び扶養親族たる18歳未満の子のなかった者

(2) 切替期間において新たに扶養親族たる父母で改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がなされたものを有する職員となった者(その職員となった日に扶養

親族たる18歳未満の子があつた者を除く。)であつてその届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者及び扶養親族たる18歳未満の子のなかつた者(前号に該当する者を除く。)

(3) 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつた者を除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がされた者を含む。)があつた者

(4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がなされた者(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がされたものを含む。)があつた者

7 前項第1号又は第2号の規定による届出が、この規定の施行の日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の職員給与規程第8条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間、改正後の職員給与規程第8条第3項中「1,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については3,500円)」とあるのは、「1,500円」とする。

8 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がされた者(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正前の職員給与規程第9条第1項第2号又は附則第6項第3号の規定による届出がこの規定の施行の日から30日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月)から改定する。

(給与の内払)

9 職員が、改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給をうけた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和51年2月5日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和51年2月5日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(号給の切替え)

- 2 昭和50年4月1日(以下「切替日」という。)における職員の給料月額(以下「旧給料月額」という。)に相当する号給と同一の等級における号給による額とする。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの規程の施行の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又は号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 切替期間において改正前の職員給与規程第10条の3の規定により、住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は改正後の職員給与規程第10条の3の規定により住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際、改正前の職員給与規程第10条の3の規定より、この規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和51年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 5 改正前の給与規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程(住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3及び附則第4項)の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和52年3月29日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和51年12月24日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定は、昭和51年12月24日から、別表第2の改正規定は、同年12月2日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和51年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、改正前の職員給与規程の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又は、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替前の職務の等級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、改正前の職員給与規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、これらの規定に基づき理事長が定める。

(勤勉手当の額の特例)

6 昭和51年6月に改正前の職員給与規程第18条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が改正後の職員給与規程第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、改正後の職員給与規程第18条第2項の規定にかかわらずその差額を改正後の職員給与規程第18条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の職員給与規程に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程（勤勉手当については、改正後の職員給与規程第18条又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和53年3月31日）

(施行期日等)

1 この規程は、昭和52年12月23日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定は、昭和52年12月23日から適用する。

(号給の切替え)

2 昭和52年4月1日（以下「切替日」という。）における職員の給料月額は切替日の前日において、その者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた給料月額に対応する号給と同一の等級における号給による額とする。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の前日までの間（以下「切替期間」という。）において改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(住居手当に関する経過措置)

4 切替期間において、改正前の職員給与規程第10条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を



支給されないこととなる期間又は改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間のある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の職員給与規程第10条の3の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額が、改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和53年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 5 職員が、改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正前の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和53年3月31日)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月22日)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和53年12月25日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定は、昭和53年12月25日から適用する。

(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 昭和53年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の切替えにおける号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

- 5 第3項の規定の適用については、改正前の職員給与規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

6 昭和53年12月に改正前の職員給与規程第17条の規定に支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程(期末手当については、改正後の職員給与規程第17条又は附則第6項)の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和55年3月3日)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和54年12月21日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。  
(最高号給を超える給料月額等の切替え等)

2 昭和54年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることにこととなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

5 前3項の規定の適用については、改正前の職員給与規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

6 切替期間において、改正前の職員給与規程第10条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間のある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3の規定にかかわらず、なお、従前の例による。この規程の施行の際改正前の職員給与規程第10条の3の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当

の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和55年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

- 7 職員が、改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程（住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3及び附則第6項）の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和56年3月9日）

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和55年12月26日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。  
(最高号給を超える給料月額切替え等)

- 2 昭和55年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は、異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にして異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の職員給与規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 職員が、改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和57年3月8日）

改正 昭和59年3月28日 昭和60年8月6日 昭和61年3月11日 平成3年12月24日規程第132号 平成4年12月22日規程第138号 平成16年4月9日規程第199号 平成19年3月15日規程第213号

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和56年12月28日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定は、昭和56年5月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 2 昭和56年6月、同年12月及び昭和57年3月に支給する期末手当及び勤勉手当に

関する改正後の職員給与規程第17条及び第18条の規定の適用については、同規程第17条第2項中「職員が受くべき」とあるのは「改正前の職員給与規程の規定により職員が受けるべきであった」と、同規程第18条第2項中「受くべき」及び「受けるべき」とあるのは「改正前の職員給与規程の規定により受けるべきであった」とする。

(最高号給等の切替え等)

- 3 昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は、異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、改正前の職員給与規程の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 7 切替期間において、改正前の職員給与規程第10条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間のある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の職員給与規程第10条の3の規定によりこの規程の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の施行の日から昭和57年3月31日までの住居手当についても同様とする。

(通勤手当の月額の特例)

- 8 改正後の職員給与規程第11条第1項各号に掲げる職員に対して支給する通勤手当に関する改正後の職員給与規程第11条第2項各号の規定の適用については、当分の間、改正後の職員給与規程第11条第2項第2号中「2,000円」、「4,100円」、

「6,500円」、「8,900円」、「1万1,300円」、「1万3,700円」、「1万6,100円」、「1万8,500円」及び「2万900円」とあるのは「2,300円以上4万5,000円の範囲内において、当該職員の通勤距離の区分に応じ、細則で定める額」とする。

(給与の内払)

- 9 職員が、改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程（住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3及び附則第7項）の規定、及び前項の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和59年3月28日）抄

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和59年1月20日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。ただし、第10条の3、第17条第1項及び第18条第1項の改正規定は昭和59年4月1日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は、異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の切替えにおける号給は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 職員が改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定及び前項の規定による給与の内払とみなす。

附 則（昭和60年8月6日）抄

(旅行期日等)

- 1 この規程は、昭和60年1月21日から施行し昭和59年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和59年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の

号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は、異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 職員が改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定及び前項の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和61年3月11日) 抄

(旅行期日等)

- 1 この規程は、昭和61年3月11日から施行し昭和60年7月1日から適用する。

(最高号等の切替え等)

- 2 昭和60年7月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号又は給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号等)

- 3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は、異動の日における号又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号又は給料月額、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

7 職員が改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定及び前項の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和62年3月30日)

(施行期日等)

1 この規程は、昭和62年12月19日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 昭和61年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この規程による改正前の職員給与規程(第5項において「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員のこの規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

6 職員が改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和63年2月29日)

(旅行期日等)

1 この規程は、昭和63年2月29日から施行し昭和62年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 昭和62年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)におい

て、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 職員が改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成元年3月7日規程)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成元年3月7日から施行し昭和63年4月1日から適用する。

(最高号給を超える給料月額切替え等)

- 2 昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)



6 職員が改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成元年8月8日規程第111号）

この改正は、平成元年8月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成2年3月7日規程第117号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成2年3月7日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 平成元年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6 職員が改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払と見なす。

附 則（平成2年6月29日規程第119の1号）

この改正は、平成2年6月29日から施行する。ただし、第18条第2項を改正し、第3項を加える規定は、平成元年12月1日から適用する。

附 則（平成2年9月1日規程第121号）

この改正は、平成2年9月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年9月28日規程第123号）

この改正は、平成2年9月28日から施行し、改正後の職員給与規程については、平成2年9月1日から適用する。

附 則（平成2年12月17日規程第127号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成2年12月17日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 2 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給が別表第1に掲げる級の一級及び二級の各1号給である職員の切替日における号給は、各々2号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(最高号給等の切替え等)

- 3 切替日の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算される期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日までの間(以下「切替期間」という。)において、この規程による改正前の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員のこの規程による改正後の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規程による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正前の職員給与規程に基づいて、切替日以後の分として支払われた給与は、改正後の職員給与規程による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、理事長が定めるところによる。

附 則 (平成3年6月1日規程第128号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月24日規程第132号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成3年12月24日から施行する。ただし、第8条第4項を削る改正規定並びに第9条第2項第2号の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成

3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

- 8 附則第3項から前項までに定められるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、理事長が定めるところによる。

附 則 (平成4年12月22日規程第138号) 抄

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成4年12月22日から施行する。
- 2 この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規

定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程に従って定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 次の各号の1に該当する者は、速やかにその旨（第1号に該当する者にあつてはその者が職員となった日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の職員給与規程第8条第2項第2号から第5号までの規定による扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 切替期間において新たに職員となった者であつて、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の職員給与規程第8条第2項第2号若しくは第4号の規定による扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの
- (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
- (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
- (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者
- (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の職員給与規程第9条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となった日に改正前の職員給与規程第8条第2項第2号から第5号までの規定による扶養親族がなかったもの
- (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の職員給与規程第8条第2項第2号から第5号までの規定による扶養親族がなかったもの

- 8 前項の規定による届出を行った者に対する改正後の職員給与規程第10条第1項及び

第2項の規定の適用については、改正後の職員給与規程第10条第1項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程の一部を改正する規程（平成4年規程第138号。以下「改正規程」という。）附則第7項の規定による届出に」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、又は改正規程附則第7項の規定による届出が改正規程の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれの」とし、改正後の職員給与規程第10条第2項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正規程附則第7項」と、「同項第2号」とあるのは「前条第1項第2号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項）」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正規程附則第7項）」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で前条第1項又は改正規程附則第7項」とする。

9 職員に次の各号の1に該当する事実が生じた場合に関する改正後の職員給与規程第10条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の職員給与規程第10条第1項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程の一部を改正する規程（平成4年規程第138号）の施行の日から30日」とする。

(1) 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

(2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

(3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の職員給与規程第8条第1項第2号から第5号までの規定による扶養親族がない場合

（住居手当に関する経過措置）

10 切替期間において、改正前の職員給与規程第10条の3の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の職員給与規程第10条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の職員給与規程第10条の3の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は改正後の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額が改正前の職員給与規程第10条の3の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成6年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

12 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（実施の細目）

13 附則第3項から前項までに定められるもののほか、この規程の施行に関し必要な事

項については、理事長が定めるところによる。

附 則（平成5年3月26日規程第142号）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年12月21日規程第146号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成5年12月21日から施行する。ただし、第13条及び第14条の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。  
（最高号給等の切替え等）
- 3 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。  
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。  
（旧号給等の基礎）
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。  
（期末手当の額の特例）
- 7 平成5年12月に改正前の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の職員給与規程第17条第2項の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成6年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の職員規程第17条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。  
（給与の内払）

8 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるところによる。

附 則 (平成6年6月20日規程第150号)

この規程は、平成6年6月20日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年12月21日規程第155号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成6年12月21日から施行する。

2 この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程 (以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成6年4月1日 (以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程 (以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

7 平成6年12月に改正前の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の職員給与規程第17条第2項の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成7年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の職員規程第17条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の職員給与規程第17条の規定

に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

- 8 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるところによる。

附 則 (平成7年3月28日規程第158号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月21日規程第161号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成7年12月21日から施行する。  
2 この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程 (以下「改正後の職員給与規程」という。) の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成7年4月1日 (以下「切替日」という。) の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程 (以下「改正前の職員給与規程」という。) の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるところによる。

附 則 (平成8年2月26日規程第163号)



この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日規程第164号）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月20日規程第167号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成8年12月20日から施行する。
- 2 この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。  
（最高号給等の切替え等）
- 3 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。  
（切替期間における異動者の号給等）
- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。  
（切替日前の異動者の号給等の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。  
（旧号給等の基礎）
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。  
（給与の内払）
- 7 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。  
（実施の細目）
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるところによる。

附 則（平成9年1月21日規程第168号）

この規程は、平成9年1月21日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

附 則（平成9年12月19日規程第172号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成9年12月19日から施行する。
- 2 この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるところによる。

附 則 (平成10年12月21日規程第175号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成10年12月21日から施行する。
- 2 この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、

改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成11年12月21日規程第178号)

(施行期日等)

- 1 この規程は公布の日から施行する。ただし、第二条の規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規程による改正後の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規程の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

7 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成13年1月19日規程第182号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規定による改正後の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の額の特例)

3 平成12年12月にこの規定による改正前の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第17条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の職員給与規程第17条の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額を改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

4 平成12年12月に改正前の職員給与規程第18条の規定に基づいて支給された勤勉手当の額が、改正後の職員給与規程第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、改正後の職員給与規程第18条の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の職員給与規程第18条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

5 前2項の適用を受ける者に係る平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、期末手当及び勤勉手当差額の合計額を改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。

(給与の内払)

6 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成13年7月4日規程第184号)

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月3日規程第185号)

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年2月26日規程第187号）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）は、平成13年4月1日から適用する。  
（期末手当の額の特例）
- 2 平成13年12月に改正前の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「改正前の職員給与規程」という。）第17条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、改正後の職員給与規程第17条の規定にかかわらず、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額（以下「期末手当差額」という。）を改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 3 前項の適用を受ける者に係る平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、期末手当差額を改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額から減じて得た額とする。ただし、その減じる額は、改正後の職員給与規程第17条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を限度とする。  
（給与の内払）
- 4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成14年12月25日規程第191号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、平成15年4月1日から施行する。  
（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第1に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定めるところによる。  
（施行日前の異動者の号給等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（職員が受けていた号給の基礎）
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。  
（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例）
- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規

程（以下この項において「改正後の職員給与規程」という。）第17条第2項から第4項まで若しくは第17条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の職員給与規程第17条第1項後段又は第21条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で前年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の職員給与規程の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項の規定による給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が定める給料月額）並びに改正後の職員給与規程の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額  
（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の職員給与規程第17条第2項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは「3月以内」と、同項1号中「6月」とあるのは「3月」と、同項第2号中「5月以上6月未満」とあるのは「2月15日以上3月未満」と、同項第3号中「3月以上5月未満」とあるのは「1月15日以上2月15日未満」と、同項第4号中「3月未満」とあるのは「1月15日未満」とする。

（実施の細目）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成15年11月28日規程第194号）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第1に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及び

これらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員給与規程(以下この項において「改正後の職員給与規程」という。)第17条第2項から第4項まで若しくは第17条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、号給を支給されなかった期間その他の細則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して細則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(実施の細目)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成16年3月3日規程第196号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月9日規程第199号)

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月21日規程第207号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月28日規程第208号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が初日であるときは、その日)から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)別表第1に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこ

れを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことかできる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規定による改正後の職員給与規程第17条第2項から第4項まで若しくは第17条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の細則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して細則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(実施の細目)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成18年3月27日規程第209号)

改正 平成21年11月30日規程第229号 平成22年11月30日規程第233号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員における職務の級の切替えについては、長崎県の「職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)」の規定の例により理事長が定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、前項の例により理事長が定める号給とする。



(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給については、附則第2項の例により理事長が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給は、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことかできる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前4項の規定の適用については、改正前の職員給与規程の規定の適用により職員が属していた職務の級及び号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者が受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第229号。以下この項において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(実施の細目)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成18年5月30日規程第210号）

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月15日規程第213号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日規程第218号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程（長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第18条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の職員給与規程は、平成19年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 平成19年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規程の施行の日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の職員給与規程の規定

による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより必要な調整を行うことかできる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 6 改正前の職員給与規程の規定に基づいて、切替日以後の分として支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(実施の細目)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定めるところによる。

附 則 (平成20年3月25日規程第219号)

この規程は、公告の日から施行する。ただし、改正後の第18条第2項の規定を除く規定については、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年11月28日規程第223号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月26日規程第224号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日規程第227号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日規程第229号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程第17条第2項から第4項まで、第21条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員であって適用される給料表の職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）であっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべ

き給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1号級から56号給まで
2 級	1号級から24号給まで
3 級	1号級から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額  
(実施の細目)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成22年6月14日規程第231号）

この規程は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日規程第232号）

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第233号）

(施行期日)

1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程第17条第2項から第4項まで、第21条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員であって適用される給料表の職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1号級から93号給まで
2 級	1号級から64号給まで
3 級	1号級から48号給まで
4 級	1号級から32号給まで
5 級	1号級から24号給まで
6 級	1号級から16号給まで
7 級	1号級から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額  
(実施の細目)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成23年3月24日規程第234号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日規程第237号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程第17条第2項から第4項、第17条の2、第21条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員であって適用される給料表の職務の級及び号給が次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 級
1 級	1号級から93号給まで
2 級	1号級から76号給まで

3 級	1号級から60号給まで
4 級	1号級から44号給まで
5 級	1号級から36号給まで
6 級	1号級から28号給まで
7 級	1号級から16号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額  
(実施の細目)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成24年5月23日規程第239号)

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月27日規程第245号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日規程第246号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程(長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))第18条第2項の改正規定を除く。)による改正後の職員給与規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月30日規程第249号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 平成27年4月1日の前日から引き続き別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(職務の級が6級以上である者(再任用職員を除く。))であって、その号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。(以下「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

附 則 (平成28年3月18日規程第252号)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程(長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「職員給与規程」とい

う。) ) による改正後の職員給与規程は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年規程第249号)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成28年4月1日規程第253号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年7月15日規程第256号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

附 則(平成28年11月30日規程第259号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第18条第2項の改正規定を除く。)による改正後の職員給与規程は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年規程第249号)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成29年11月30日規程第264号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程(長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第18条第2項の改正規定を除く。)による改正後の職員給与規程は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(職員給与規程の一部を改正する規程(平成27年規程第249号)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成30年3月26日規程第265号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程(長崎県市町村職員共済組合職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第18条第2項の改正規定を除く。)による改正後の職員給与規程は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成31年4月1日の前日から引き続き別表第1の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者は、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則 (令和元年6月21日規程第275号)

(施行期日)

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月26日規程第276号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程(長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))第18条第2項の改正規定を除く。)による改正後の職員給与規程は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年3月30日規程第279号)

(施行期日等)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月1日規程第281号)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日規程第283号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年5月28日規程第287号)

(施行期日)

附 則 (令和4年1月21日規程第293号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月12日規程第298号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の長崎縣市町村職員共済組合職員給与規程第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の

規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる当該期末手当の額の算定にあたり適用された規定に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 改正前の長崎県市町村職員共済組合職員給与規程（以下この項において「改正前の職員給与規程」という。）第17条第2項 127.5分の15

(2) 改正前の職員給与規程第17条第3項 72.5分の10

(端数処理)

3 前条に規定する基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。



別表第1

職員の 区 分	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,000	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900

	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
再任用 職員以 外の職 員	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			

	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第1の2

昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1

8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28

49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	30
56	24	40	40	48	44	30
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	31
59	26	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	27	43	45	53	47	31
62	27	43	45	54	47	31
63	28	44	45	55	48	31
64	28	44	46	56	48	31
65	29	45	46	57	49	31
66	29	45	46	58	49	31
67	30	46	47	59	50	31
68	30	46	47	60	50	32
69	31	47	47	61	50	32
70	31	47	48	62	50	32
71	32	48	48	63	50	32
72	32	48	48	64	50	32
73	33	49	49	65	50	32
74	33	49	49	66	50	32
75	34	49	49	67	50	32
76	34	49	50	68	50	32
77	35	50	50	68	51	32
78	35	50	50	68	51	32
79	36	50	51	68	51	32
80	36	50	51	68	51	32
81	37	51	51	69	51	33
82	38	51	52	69	51	33
83	39	51	52	69	51	34
84	40	51	52	69	51	34
85	41	52	53	69	51	35
86	41	52	53	70	51	35
87	42	52	53	70	51	36
88	42	52	53	70	51	36
89	43	53	54	71	52	37

90	43	53	54	72	52	37
91	44	53	54	73	52	38
92	44	53	54	74	52	38
93	45	53	55	75	53	39
94		54	55			39
95		54	55			40
96		54	55			40
97		54	55			41
98		54	56			41
99		55	56			42
100		55	56			42
101		55	56			43
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	57			
109		56	58			
110		57	58			
111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

別表第2

勤 勉 手 当 期 間 率 表

勤務期間		期間率 (割合)
6 箇月		100 分の 100
5 箇月 15 日以上	6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上	5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上	5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上	4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上	4 箇月未満	100 分の 60
3 箇月以上	3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上	3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上	2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上	2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上	1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上	1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満		100 分の 5
零		零

別表第3

級別職務区分表

職務の級	職 名	職 務 の 内 容
7	事務局長	事務局長の職務
6	課 長	課長の職務
5	課長補佐	課長補佐の職務
4	副 主 幹	副主幹の職務
	主 幹	主幹の職務
3	主 査	主査の職務
2	主 任	主任の職務
1	主 事	主事の職務



別表第4

職員の区分	加算割合
事務局長及び課長	100分の15
課長補佐、主幹及び副主幹	100分の10
主査	100分の5

備考 この表の職員欄に掲げられていない職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が特に必要と認めるものについては、加算割合が100分の5と定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第5

管理職手当を支給する職	職務の級	支給割合
事務局長	7	100分の16
課長	6	100分の14

様式第1号 (第9条第1項関係)

扶 養 親 族 届

年 月 日採用

年 月 日提出

長崎県市町村職員共済組合		勤務場所		長崎県市町村職員共済組合 課						
理事長 様		職名					氏名			
職員給与規程第8条及び第9条の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として次のとおり届け出ます。										
証明 ( ) 通添付										
扶 養 手 当 親 族 氏 名	続柄	生年月日	同居別 居の別	職 業 (年 収)	扶養の 始期※	扶養の 終期※	備 考		※ 認定印	
扶 養 手 当 額 異 動 記 入 欄 ※										
扶 養 親 族	年 月から		年 月から		年 月から		年 月から		年 月から	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
配 偶 者										
第 一 子										
第 二 子 以 下 の 子										
そ の 他 の 親 族										
計										

(注) 1 ※印欄は記入しないで下さい。

2 年収欄には勤労所得ばかりでなく資産所得等もあれば種類別に記入して下さい。

3 備考欄には他に生計の途がなく主として職員が扶養していることの証明するに足る事実を具体的に記入して下さい。

